事務連絡

令和５年９月１日

児童発達支援事業所　御中

放課後等デイサービス事業所　御中

八尾市健康福祉部障がい福祉課長

送迎用バス改修支援事業費補助金の交付申請書等の提出について（依頼）

　平素は、本市障がい福祉施策の推進にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

　標記の送迎用バスに設置する安全装置に係る補助につきまして、対象となる事業所におかれましては、下記のとおり書類のご提出をお願いいたします。

　なお、申請につきましては下記の内容及び国実施要綱等をよくご確認のうえ、ご申請いただきますようご協力をお願いいたします。

記

１　提出書類

⑴　補助金交付申請書（様式第１号）

⑵　事業計画書

⑶　安全装置の導入費用等が分かるもの（見積書や領収書等）

２　補助対象となる車両及び安全装置

　　　別添の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（厚生労働省令和4年12月28日障発1228第4号）第三の２及び３」のとおり。

　　国が策定するガイドライン及び安全装置リストに適合したものが対象となります。

　・送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインについて（国土交通省HP）

　　　<https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html>

　・送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて（こども家庭庁HP）

　　　<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

　　**また、令和６年３月31日までに支払いを完了している必要があります。**

３　提出方法等

　　電子メール、郵送又は持参にて**随時受付します**。ただし、**令和６年３月15日（金）（必着）が最終提出期限となります。**

**※期限を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。**

裏面もご覧ください

４　交付申請から支払いまでの流れ（例）

補助金の支払いには下記の手続き等が必要となり、振込完了までには相当のお時間を要することを予めご了承ください。

　①　（事業者→市）交付申請書類の提出

　②　（市→事業者）交付申請書類の審査、補助金の交付決定

　③　（事業者→市）実績報告書類の提出、振込口座確認

※安全装置の設置及び支払完了後

　④　（市→事業者）実績報告書類の審査、補助金の交付確定通知

　⑤　（事業者→市）請求書の提出（押印必要）

　⑥　（市→事業者）補助金振込完了　※請求書提出から約３週間前後

　※申請書類一式及び申請の流れ等の詳細は八尾市HPに掲載しておりますのでご確認ください。

　・送迎用バス改修支援事業費補助金の申請について

　　　<https://www.city.yao.osaka.jp/0000070549.html>

５　その他

　　補助金の申請は事業所単位ではなく、**法人単位**でお願いいたします。

　（複数の事業所を運営している場合は、全ての事業所分をまとめて申請してください）

【問合せ先】

〒581-0003　八尾市本町1-1-1

八尾市健康福祉部障がい福祉課

担当：平野・小山

電話：072-924-3838

メール：syougai@city.yao.osaka.jp